

令和四年十月二十一日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質二一〇第九号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出岸田総理の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出岸田総理の答弁に関する質問に対する答弁書

御指摘の令和四年十月六日の参議院本会議における岸田内閣総理大臣の答弁は、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第八十一条第一項に規定する宗教法人の解散命令の請求を行う場合に限らず、広く宗教団体に法令から逸脱する行為があつた場合に厳正に対処する必要がある旨を述べたものであり、お尋ねの「法令から逸脱する行為」については、必ずしも特定の法令を念頭に置いたものではない。